が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規則」という。）附則第十項の規定（同項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成三十年七月六日から適用する。

（調整規定）

2　貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第十項に規定する特例対象者である場合においては、平成三十一年三月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成三十年北海道胆振東部地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第七条　令第七条第一項第一号ツに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）のうち、平成三十年北海道胆振東部地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2　平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であって、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなった後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○財務省令第六十一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十四日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成三十年北海道胆振東部地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第十三条　平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所若しくは居所又は主たる事務所を有する顧客又は代表者等であつて、第八条に規定する方法による本人確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、銀行等は、当該顧客又は代表者等について、同条に規定する方法による本人確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人確認を行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。